

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： にしのまち保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 江川 富士子	定員（利用人数）： 248名（215名）	
所在地： 愛知県西尾市上町下屋敷17-10		
TEL： 0563-57-3697		
ホームページ： <a href="https://www.taiyo-asahi.com/">https://www.taiyo-asahi.com/</a>		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 3年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 太陽		
職員数	常勤職員： 27名	非常勤職員： 28名
専門職員	（園長） 1名	（保育士） 40名
	（主査） 1名	（保育補助） 8名
	（副主査） 1名	（調理師） 2名
	（事務） 1名	（清掃） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 14室	（設備等）

### ③理念・基本方針

#### ★理念

##### ・法人

共に生きる力を育む

##### ・施設・事業所

自ら遊びを創り出せる子に 自ら危険を回避できる子に 共に協力的に考えていける子に

#### ★基本方針

お茶処の和やかな環境で地域と交流を深めながら子ども一人ひとりと向き合い、その中で芽生える自主性を大切にしています。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 0、1、2歳児は人格形成の上で大事な時期であり、その土台には決まった大人との愛着関係があつて初めて外の世界へ自ら関わろうとする自主性に繋がるよう「育児担当制と流れる日課」に取り組んでいる。  
具体的には養護面を担当が一对一で丁寧に向き合っていくことで「この人がいれば大丈夫」「自分は大事にされている」といった安心感のもと自ら興味のある物へと手が伸ばせるようにしている。又流れる日課では一人ひとりに合った生活の流れをつくることで子どもにとって予測可能で安心感と落ち着いた雰囲気子どもが自律性の発達を促し子ども自身が生活を主体的に捉え、運営しようという意欲が持てるようにしている。
- ・ 3、4、5歳児では主体性を大切に自分で遊びを選び自分で空腹感を感じ食事にする。一斉での活動はほとんどなく自分で自分の生活をつくり過ごし、一日の終わりには振り返りをし「今日どんな遊びをしどう感じたか又、明日はどうするか」とみんなの前で伝えて他児の遊びを共有し明日への意欲へ繋げている。
- ・ 絵画・リズムでは講師の先生のもと自由に表現することを目的とし大人の都合で制限や決めつけはせず、思い切り自分の今を表現し、保育士はそこから子どもの今を読み取り関わりを考えている。保育でも子どもの発達や興味にあった表現を取り入れている。
- ・ 体操教室を講師の先生のもと身体づくりを目的として取り入れ身体を動かす楽しさを味わい日頃の保育でも身体を動かすようにしている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 7月 6日(契約日) ~ 令和 6年 5月15日(評価確定日) 【令和 6年 1月30日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆園長の職員育成の意識

1ヶ月の勤務シフトを作成する際は、職員一人ひとりの条件や休みの希望等を配慮している。また、職員についても「せっかくのご縁があったのだから」と、一人ひとりの良さを引き出そうと努力する園長の姿勢は高く評価できる。

##### ◆標準的な実施方法の追求

保育についての標準的な実施方法を文書化し、各種マニュアル・手順書に落とし込んでいる。機会あるごとに職員間で話合いの場を持ち、周知徹底を図っている。園長と主査が手分けをして各クラスの現場に入り、標準的な実施方法に基づいた保育の提供を確認している。

##### ◆話し合いの積み重ね

マニュアルは、公立園から民間に移行した新設園である事もあり、園を運営しながら、必要に応じた話し合いで作り上げたものとなっている。また、保護者からの相談に対して主査から園長へ情報を上げて共有し、職員会議をすぐに行っていることなど、職員集団として話し合いを積み重ねて園の運営に当たっていることは高く評価できる。

◇改善を求められる点

◆「労働基準法」に照らした労務管理

年次有給休暇の届に「使用目的」を記入する欄があった。「労働基準法」では有給休暇の申請の理由は不要とされている。働きやすい職場づくりを目指すため、「労働基準法」に照らした労務管理の見直しを図りたい。

◆目標管理のあり方

目標管理を行っており、業務の振返りと課題を一人ひとりが上げている。秋に園長との面談があり、来年度の勤務の要望を聞く機会となっているが、目標管理の中間面談は行っていない。職員一人ひとりの目標が、単年度の事業計画、中・長期計画、保育基本方針、そして、最終的に保育理念に結びついていくよう、目標項目、目標水準、目標期限が明確になることを期待したい。

◆保護者が相談や意見を述べやすい環境づくり

業務支援ツール「コドモン」を活用した保護者との情報交換や意見交換、登降園時のコミュニケーション、口頭での直接の聴取等、意見表出の機会を作っている。しかし、保護者が相談したり意見を述べるにあたり、複数の方法と相手を選べることを説明した文書の用意と掲示が無く、今後の検討課題となっている。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受審させて頂き、項目を1つ1つ確認しながら評価していく事で保育についてや園運営について等、改めて考える機会となりました。特に全体的な計画面においては目先の事だけでなく、長期的なビジョンをしっかりと持つ必要性を痛感しました。職員全体でどのような園にしていくかを話し合い、ビジョンを明確にしてよりよい園づくりをしていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ <b>b</b> ・c
＜コメント＞ 基本理念や保育方針は、ホームページやパンフレットに記載されている。保護者には入園式や始業式、懇談会等で周知している。職員には週1回行なわれる職員会議で周知を図っているが、職員に浸透しているとは言えない状況があるため、今後の取組みに期待したい。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・ <b>b</b> ・c
＜コメント＞ 社会福祉事業全体の動向は、全国保育協議会の「会報ぜんほきょう」や西尾市からのメール、2ヶ月に1回の西尾市の施設長会で把握している。地域の状況は分析しているが、保育のコスト分析、利用者の推移や利用率等の分析については改善の余地がある。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	保3	<b>a</b> ・b・c
＜コメント＞ 経営課題としては、3、4、5歳の主体性を大事にする保育という取組みへの戸惑い、気になる子どもや障害を持つ子どもの支援への職員の困り感、一時保育の運営方法が挙げられている。職員会議や園内研究会、乳児会、幼児会、リーダー会、加配会議といった場でどう取組んでいくのか話し合いが進められている。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・ <b>b</b> ・c
＜コメント＞ 法人として2021年度から2026年度までの中・長期計画が策定されている。保育理念、保育方針の実現に向け、園としての目標を明確にすることが求められる。数値目標、収支計画も併せた中・長期計画の策定を検討されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・ <b>b</b> ・c
＜コメント＞ 令和5年度事業計画が策定されている。法人の中・長期計画との関連が明確でなく、保育運営、年齢別目標は記されているが、園全体の目標、経営課題解決への取組みの記載がない。内容の検討と共に、実施状況の評価が行えるよう、誰の目からも計画の実施が明らかになるような数値目標の設定が求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画は、1月に職員会で検討し、2月に決定している。決定された事業計画は、職員会で職員に周知している。前年度の事業計画の評価を踏まえること、事業計画への職員等の参画や意見の集約・反映という点では、課題が残る。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の内容は、行事計画については保護者に連絡アプリであるコドモンで周知し、父母の会でも説明をしている。しかし、事業計画そのものは説明をしていない。事業計画は保育に関わることであるため、保護者等に周知し、理解を促す必要がある。事業計画の内容の検討と共に事業計画を分かりやすく保護者に伝える取組みを期待したい。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 園内研修で保育の質の向上に向けた取組みが行われている。第三者評価は、民営化後では初めての受審となっている。受審の時期以外にも自己評価を行い、保育の質について振り返りを行うことを検討されたい。また、評価結果に基づいて、組織的にPDCAサイクルに基づいた改善にも取り組まれたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 日々の課題は、乳児会、幼児会、学年会（3歳児）、加配会議、OJT、乳児担当制、給食会議等で話し合いが行われている。しかし、課題を文書化したものは確認できなかった。取り組むべき課題を明確にし、改善策をチームで話し合い、実施していくことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 民営化された新設園であるため、経営・管理に関する方針と取組みについて、職員会等で常に伝えている。また、コミュニケーションツールであるチャットワークで情報共有をしている。「運営機構」に、園長の役割が明記されている。園長不在時の権限委任先については、主査、副主査の順となっている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 遵守すべき法令等は法人の施設長会や市の保育課からのメール等で把握している。また、愛知県の研修に参加し、遵守すべき法令等は、職員会で報告すると共に研修資料と併せて「研修報告書」を閲覧できるようにしている。職員室に法令集をファイリングしたものを設置するなど、保育所として法令を遵守した運営の徹底が図れるよう、職員への周知の方法をさらに検討されたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 園長は、保育の質の向上のために、積極的に保育現場に入り、職員への指導を行っている。また、園庭の見守り方や体制案なども発信をしている。さらに、子ども一人ひとりと向き合う保育が実践されているか投げかけ、話し合いの場を設けている。西尾市の公開保育について、参加も公開も行っている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 1ヶ月の勤務シフトを作成する際は、職員一人ひとりの条件や休みの希望等を配慮している。また、職員についても「せっかくのご縁があったのだから」と、一人ひとりの良さを引き出そうと努力する園長の姿勢は高く評価できる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 法人としてホームページの充実を図り、職員採用をしている。必要な人員は配置できており、職員も定着している。職員同士で思い通りの意見を言うことができ、職員関係も良い。法人の理事長が年1回は面談を行い、職員一人ひとりが直接意見を言うことができている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 人事基準の規程はあるが、「期待する職員像」は具体的な記述がない。自己評価は何に頑張っていますか、来年も働けますかといったもので、就労意向の確認の色が濃い。自己評価を受けて園長と理事長の面接はある。昇給幅は前年度の人事考課により決定され、賞与にも反映されている。D評価が2年継続すると降格となる。職員が自ら将来像を描くことができるような人事制度を検討されたい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の悩み相談窓口が開設され、「親和会」という職員の親睦会もある。冠婚葬祭への対応や懇親会も行われている。年休届に「使用目的」を記入する欄があった。「労働基準法」では年休申請の理由は不要とされている。働きやすい職場づくりを目指すため、「労働基準法」に照らした労務管理の見直しを図られたい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>目標管理を行っており、業務の振返りと課題を一人ひとりが上げている。秋に園長との面談があり、来年度の勤務の要望を聞く機会となっているが、目標管理の中間面談とはなっていない。職員一人ひとりの目標が事業計画、中期計画、保育基本方針、そして、最終的に保育理念に結びついて行くよう、目標項目、目標水準、目標期限を明確にすることを期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の「保育者研修計画」に沿って「保育者研修参加者名簿」が作成され、研修に参加している。「育児担当制と流れる日課」をテーマにした研修への参加や公開保育も実施している。研修参加後は研修報告を行い、学んだことを共有している。研修に参加して、職員にどう力をつけていくのか、研修後に何をどう生かすのかというPDCAサイクルの観点から、研修計画や「研修報告書」の見直しを図りたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新人職員の育成に力を入れている。法人の新人研修は年3回実施されており、OJT指導者を決めて、月に1回の振返りを行っている。無資格者に対しては、子育て支援員の資格取得を奨励している。また、外部研修の周知は事務所のホワイトボードとチャットワークで行っている。職員一人ひとりについて研修の機会を設けている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生受入れマニュアル」が策定されおり、実習生受入れの基本姿勢は受入意義として記載されている。実習生のプログラムまでは作られていない。実習指導者に対しては、実習生への指導のポイントを確認した上で指導にあたらせている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページが充実しており、理念、基本方針、予算、決算、第三者評価受審結果といった情報が掲載されている。事業計画や事業報告、苦情についても申立者のプライバシーに配慮して公開を検討されることを期待したい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「経理規程」の確認ができなかった。小口現金は10万年未満としており、その購入内容は日用品と保育教材と限定されている。小口現金の出納は、園長、主任、事務員の複数で確認を行っている。社会保険労務士のアドバイスももらっている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;            社会資源については、玄関に地域行事等のパンフレットを掲示している。地域のフェスティバル等への参加や近所の高齢者施設（デイサービス）の利用者と交流している。デイサービスの利用者に牛乳パックのテーブルや雑巾をつくってもらったり、製茶工場でのお茶摘み体験と工場見学、園長が月1～2回町内会やコミュニティ推進協議会に参加する等、地域とのつながりは強い。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;            「保育ボランティア、職場体験マニュアル」が策定され、「受け入れることの意義」が明記されている。学校教育への協力は、園長が小学校教育活動推進委員となって連携を図っている。小学校の運動会や発表会に年長クラスの子どもが参加したり、小学校の研究授業や行事に参加し、卒園児の様子を確認している。中学生の職場体験の受入れも行っている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;            保育所として必要な社会資源は西尾市がリストを作成しており、それを活用している。また、虐待等権利侵害が疑われるケースは、職員間で必要な情報共有を図り、児童相談所や家庭児童支援課とも連携して対応を行なっている。また、ひとり親家庭にショートステイの利用を勧めるなど、社会資源の情報も提供している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;            旧・市立西野町保育園の跡地で行われた町内会の行事（盆踊り）に出店するなど、地域との交流を積極的に行っている。その中で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。また、子育て支援事業を実施し、子育ての相談に応じるとともに、未就園児を持つ家庭のニーズ把握も行っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;            保護者のレスパイトも含め、緊急一時的に保育をする一時保育事業を実施している。AEDを設置し、必要な場合はいつでも貸し出せるようにしてる。また、地域の自主防災連絡会に参加し、災害時の備蓄品の地域住民への提供も視野に入れている。</p>			



評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念、基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示があり、職員が常時確認できる場所に掲示している。理念と基本方針の意味と意義を職員はよく理解し、子どもを尊重する保育実践につなげている。また、子どもの尊重や基本的人権の配慮については、機会があるごとに話し合いを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関するマニュアルを整備し、職員は基本的な知識を身に付けている。年1回、チェックリストで職員に状況を確認しながら、園長、主査が、職員全員に個人面談を行っている。マニュアルは、新設園である事もあり、園を運営しながら、必要に応じた話し合いで作り上げたマニュアルとなっている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園のリーフレットを作成して市役所等の公共施設に置き、広く広報に努めている。また、園のホームページでの情報提供も実施している。問い合わせや見学希望等については、随時対応し、個別に説明を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の開始にあたっては、入園前の面接や入園式等で、「入園のしおり」などの書面を使って説明している。また、「重要事項説明書」の内容を説明し、同意をもらっている。配慮が必要となる海外にルーツを持つ保護者に対しては、法人で通訳を手配したり、AI通訳機を活用して説明をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内への転園の場合は、定められた書式で引継ぎ書を作成している。市外への転園の場合も同様に、適切な引き継ぎができるように、書面で引継ぎ書を作成して保育の継続が行えるように対応している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的な保護者懇談会等で、意見や提案を聴取し、満足度の把握に努めている。また、子どもについては、日常の保育を通し、子どもの様子や会話、言葉等で満足度を把握している。行事（運動会等）の際に保護者にアンケートを実施し、意見や提案を募ったこともある。満足度調査を目的とした定期的なアンケートを実施し、改善していく予定である。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みの整備はあり、保護者への周知も行っている。苦情受付から解決までの記録の保管、保護者へのフィードバックも適切に行っている。しかし、意見箱の設置はあるものの、アンケート実施等、苦情や意見を出しやすい工夫までには至っていない。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 業務支援ツール「コドモン」を活用した保護者との情報交換や意見交換、登園降園時のコミュニケーション、口頭での直接の聴取等、意見表出の機会を作っている。しかし、保護者が相談したり意見を述べるに当たり、複数の方法と相手を選べることを説明した文書の用意と掲示が無く、今後の検討課題となっている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保護者からの相談に対して主査から園長へ情報共有され、職員会議をすぐに行っている。チャットワークでアナウンスして1時間後には会議を開ける体制ができています。今後は、マニュアルをこれまで以上に分かりやすいものに見直して、より一層の迅速対応をしていく予定となっている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 事故発生時の対応マニュアルを整備し、職員に周知している。また、事故防止と予防、再発防止への取組みもあり、安全確保への意識は高い。しかし、リスクマネジメントに関する責任者の明確化、委員会の設置等の体制整備に課題を見出している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 感染症予防、発生時の対応マニュアルを整備し、職員への周知を徹底している。子どもへの指導も適切であり、感染予防は日常的に身に付いて来ている。子どもの安全確保という視点での勉強会実施について、感染予防・対応方法の深掘りに改善を見出し、マニュアルや手順書についても、定期的な見直しばかりではなく、都度の見直し・更新を検討課題にしている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 消防計画に従い、消防署の立ち合いで、年2回の避難訓練を実施し、避難経路や避難方法の指導を受けている。BCP（事業継続計画）を作成し、それに沿った訓練の計画もある。子どもの安全確保には高い意識を持ち、想定できる限りの対策を考え、有事に備えている。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 保育についての標準的な実施方法を文書化し、各種マニュアル・手順書に落とし込んでいる。機会あるごとに職員間で話合いの場を持ち、周知徹底を図っている。園長と主査が手分けをして各クラスの現場に入り、標準的な実施方法に基づいた保育の提供を確認している。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉓ ・ b ・ c
<コメント> マニュアル・手順書等は、毎年度定期的に検証・見直しを行っている。公立園から民間に移行した新設園であり、マニュアル・手順書等は、園の運営をしながら、必要に応じて作り上げてきた。職員や保護者等からの意見や提案を盛り込み、反映させた産物である。検証・見直し時も同様に、必要に応じた変更・更新を行っている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者のアセスメントに基づき、子どもと保護者の具体的ニーズを明示した個別指導計画を作成している。臨床心理士の巡回指導の際のアドバイス、市の家庭児童支援課や必要に応じた児童相談所との連携、療育センターや療育施設からの移行児の訪問指導等、適切な保育につなげている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 指導計画は、各期3ヶ月で評価・見直しを行っている。また、緊急時、随時の見直しについても、手順書通りに指導計画の見直しを行い、変更している。懇談会や随時の申し出等で保護者の意向把握を行い、常にニーズに沿った指導計画となるように努めている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の記録は、西尾市または園の定める統一の様式で記録し、保管管理を行っている。職員間の情報の共有に関しては、職員会や職員間のコミュニケーションツールであるチャットワークで周知徹底を図っている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの記録の保管等については、園長を総責任者とし、園の「個人情報保護規程」に定め、適切に運用している。新人職員については、入職時研修の「仕事をするにあたって」の中で、個人情報の取扱いについて説明し、1年間は毎月の面談を実施し、理解を深めている。保護者には、入園時の説明会等、機会あるごとに個人情報の取扱いを説明している。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は、保育に関わる職員で話し合い、計画を立案している。また、定期的な評価の仕組みがあり、次の計画に生かしている。また、毎年、西尾市の指導訪問を受け、指摘事項の見直しを行っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、常に子どもの様子に気を配り、生活環境の整備に努めている。子どもが活動する場所の確保とともに、くつろげる場所の確保を必須とするほか、ハード面では、全保育室24時間換気システム、3歳未満児の床暖房設置、トイレ暖房便座設置等々を整備している。また、養護担当職員を配置し、園の全体的な衛生管理を行っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満児は、今年度から育児担当制を取り入れ、特に養護面で職員が一对一で丁寧に関わり、より個別対応ができるようになってきている。3歳以上児は、学年に合わせた活動の中で、その時の子どもの気持ちを汲み取りながら、一人ひとりに寄り添った保育を実践している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満児に対しては、今年度から育児担当制を取り入れ、一对一の関わりの中で子どもが進んで行おうとする姿勢を受け止め、適切に対応している。3歳以上児についても、個性を受け止めて丁寧に関わることで、それぞれの発達に合わせた対応ができている。食事の分量をいくつかの中から選択できたり、外遊びの種類を選択できる等、生活の中で選択肢を設け、子どもの主体性を育てている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの思いや気付きを受け止め、常に寄り添う事で、子どもの自主性と自発性を伸ばしている。園外に散歩に出かけ、隣地の寺に自然物の観察に行ったり、地域の人と交流したり、社会的態度やルールを身に付けている。遊びの中で子どもの生活が豊かになるように配慮している。ハード面では、自然との触れ合いができるように、門の横のスペースに園庭を拡張している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度から育児担当制を取り入れ、一对一の関わりを基本とした環境を整備している。担当保育士との愛着関係を築きやすく、園での母親役として、丁寧で柔軟な対応を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度から育児担当制を取り入れ、子ども一人ひとりの特性と思いを大切に、臨機応変な対応を実践している。養護と教育を分けることなく、子どもが安心して過ごせるように、ソフト面、ハード面を工夫した環境づくりに努めている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、子どもが主体的な遊びや活動ができるように研修を受け、知識と理解を深め、保育環境を整備している。また、職員間で子どもへの関わり方を共有し、困りごとがあったら、すぐに話し合い、一つひとつを話し合いながら解決して行く体制を整えている。クラスごとに月案で保育内容を掘り下げて検討している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 気になる子どもには加配保育士を配置し、丁寧に寄り添う環境を作っている。また、個別の指導計画を作成した上で、年齢に応じたクラスの指導計画と関連付け、意識的に、少しでもクラスの指導計画に近づけるように保育の内容や方法に配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 早朝から長時間まで、担当する職員間の引継ぎを徹底し、情報共有を図っている。子ども一人ひとりの一日の生活の連続性に配慮し、子ども本位の取組みを考えている。担任の職員との愛着関係の形成、子ども同士の関わり等で、子どもの穏やかで健やかな安心感と信頼感を育てている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 多くの子どもの就学先となる西野町小学校の教師が出前授業を行い、子どもが、小学校入学へのあこがれや期待を持てる機会を作っている。園から小学校の運動会や発表会等を見学に行く機会もある。また、コロナ感染症の5類移行後に、小学校と保育園とで交通安全の合同研修を行うことができたことから、今後も様々な研修を継続して行く予定である。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの健康管理は、業務支援ツール「コドモン」を活用し、保護者と共有している。最新の情報はチャットワークで職員間の情報共有ができています。保護者と連携し、子どもの既往症等、健康に関わる必要な情報を常に得られる環境を作っている。しかし、子どもの健康管理について、情報の共有と健康状態の把握、周知方法はあるものの、マニュアル化されていないため作成が課題となっている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断・歯科検診等の結果は、適切に記録している。また、保護者に対しても、結果を書面で報告し、家庭での生活に活かしてもらえるようにしている。保育への反映に関しては、園医との連携を図り、情報を共有している。歯科について、年長児は、保護者の同意を得た上でフッ化物洗口を実施している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもについては、医師の指示書により、必要に応じて除去食を提供している。配膳時には調理員と職員が二重チェックを行い、アレルギー疾患のある子どもの食器の色を変え、間違いなく配膳できるようにしている。慢性疾患のある子どもについても同様に、医師の指示書の下、適切に対応している。しかし、職員が自主的に学べる環境整備に改善の余地が残る。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 職員が、一人ひとりの子どもに合わせて配膳し、量を加減したり、量を選択できたりする工夫をしている。乳児及び3歳未満児に対しては、育児担当制の取組みの中で様子観察を徹底し、一対一で食事をしながら、食事の楽しさを体験の中から伝えている。食事の際は、年齢に応じた食事環境に配慮している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 一人ひとりの子どもの発育状況、食事量、嗜好等を把握し、献立や調理を工夫している。また、衛生管理を適切に行い、子どもの安心と安全を確保している。しかし、献立を作っている管理栄養士（市職員）に、「嗜好調査票」等で子どもたちの様子を知らせてはいるものの、食事の様子を見たり、子どもの話を聞いたりする機会が無く、管理栄養士と保育現場との情報共有面で課題がある。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 家庭との連携を図るために、まずは園からの情報発信に努め、毎月更新の園のブログで全体の情報を発信し、個別には連絡帳を活用して様子を知らせている。また、保育参観等の園行事を通し、子どもたちの保育園での実際の様子を伝えている。登降園の送迎時には、個別にコミュニケーションを取り、家庭からの情報を聞き取り、必要に応じて記録している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 登降園時には保護者と適切にコミュニケーションを取り、話し合いのできる信頼関係の構築に努めている。随時、保護者からの相談を受け付け、必要時には、担任の職員だけではなく、上司（園長・主査・副主査）に相談し、園の特性を生かした保護者支援を行える体制がある。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 要支援家庭の子どもに対しては、常に気に留めて観察を行っている。家庭児童支援課と週に2～3回は電話で連絡を取り合い、情報共有を行う事で、速やかな対応を可能にしている。虐待が疑われた場合には、速やかに上司に報告し、迅速に対応を協議する体制がある。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 毎月、学年会、加配会（加配児童）、クラス会等を実施し、保育実践を振り返っている。話し合いの中で、課題や改善点を検討し、専門性の向上につなげている。しかし、自己評価という仕組みを考えると、職員全体で主体的に取り組む環境には至っておらず、今後の検討が期待される。</p>		